

2019年11月1日 タイムズカーシェア貸渡約款 変更のまとめ

条項	新条文	旧条文
第1条(約款の適用) 第1項	<p><u>タイムズモビリティ株式会社</u>(以下「当社」といいます)は、この約款(以下「本約款」といいます)及び細則の定めるところにより、当社所定の保管場所(以下「ステーション」といいます)に保管されている貸渡自動車(以下「カーシェアリング車両」といいます)を第2条に定める会員に貸し渡し、会員がこれを借り受けるシステム(以下「本サービス」といいます)を運営します。</p>	<p><u>タイムズ24株式会社</u>(以下「当社」といいます)は、この約款(以下「本約款」といいます)及び細則の定めるところにより、当社所定の保管場所(以下「ステーション」といいます)に保管されている貸渡自動車(以下「カーシェアリング車両」といいます)を第2条に定める会員に貸し渡し、会員がこれを借り受けるシステム(以下「本サービス」といいます)を運営します。</p>
第3条(入会) 第3項 第3号	<p>当社は、審査の結果、入会申込者が次の各号のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。</p> <p>(3)入会申込の際に決済手段として当該入会申込者が届けたクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされているとき、当社が承認したクレジットカード会社のものでないとき、又は入会申込者本人の名義ではないとき。</p>	<p>当社は、審査の結果、入会申込者が次の各号のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。</p> <p>(3)入会申込の際に決済手段として当該入会申込者が届けたクレジットカードがクレジット会社により無効扱いとされているとき、当社が承認したクレジット会社のものでないとき、又は入会申込者本人の名義ではないとき。</p>
第3条(入会) 第3項 第5号	<p>(5)過去に当社カーシェアリングサービス又はパーク24グループ各社 (https://www.park24.co.jp/company/about/group.html) (以下「パーク24グループ」といいます)が提供するサービスで会員資格を取消されたことがあるとき。</p>	<p>(5)過去に当社カーシェアリングサービス又はパーク24グループ各社 (http://www.park24.co.jp/company/group.html) (以下「パーク24グループ」といいます)が提供するサービスで会員資格を取消されたことがあるとき。</p>
第6条(会員資格の停止及び取消) 第1項 第13号	<p>1.会員が次のいずれかに該当するときには、当社は当該会員に事前に何らの通知又は催告することなく、会員資格の停止又は会員資格の取消を行うことができるものとします。</p> <p>(13)酒気帯び運転等の道路交通法により禁じられた態様の運転をしたとき、道路交通法に基づく駐車違反に係る反則金の納付をしないとき、当社が道路交通法第51条の4 <u>第4項</u>の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付したとき、その他、法令に違反する行為をしたとき。</p>	<p>1.会員が次のいずれかに該当するときには、当社は当該会員に事前に何らの通知又は催告することなく、会員資格の停止又は会員資格の取消を行うことができるものとします。</p> <p>(13)酒気帯び運転等の道路交通法により禁じられた態様の運転をしたとき、道路交通法に基づく駐車違反に係る反則金の納付をしないとき、当社が道路交通法第51条の4 <u>第1項</u>の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付したとき、その他、法令に違反する行為をしたとき。</p>
第9条(本サービス利用料) 第6項	<p>前項で会員がETCシステムを利用した場合において、有料道路を運営する高速道路<u>運営会社等</u>(以下「<u>高速道路運営会社等</u>」)といいますが当社に対し、会員の有料道路の利用状況に関する問合せ等があった場合、当社は高速道路<u>運営会社等</u>に対し、該当する利用者に関する情報を開示することができるものとし、会員はこれに同意するものとします。</p>	<p>前項で会員がETCシステムを利用した場合において、有料道路を運営する高速道路<u>株式会社等</u>(以下「<u>高速道路株式会社等</u>」)といいますが当社に対し、会員の有料道路の利用状況に関する問合せ等があった場合、当社は高速道路<u>株式会社等</u>に対し、該当する利用者に関する情報を開示することができるものとし、会員はこれに同意するものとします。</p>
第17条(会員の責に帰すべき事由による貸渡の中途終了)	(削除)	<p><u>第1項または第2項により貸渡契約が終了した場合、当社は、カーシェアリング車両の使用が不能となった時点以降の本サービス利用料について、会員に対する免除は行わない</u></p>

第4項		<u>もの</u> とします。
第22条(禁止行為) 第8号	カーシェアリング車両に灯油、ガソリン等の危険物を積み込むこと。	カーシェアリング車両に灯油を積み込むこと。
第23条(運転者の労務供給の拒否)	会員は、 <u>カーシェアリング車両</u> の借受に付随して、当社から運転者の労務供給(運転者の紹介及び斡旋を含む)を受けることはできないこととします。	会員は、 <u>自動車</u> の借受に付随して、当社から運転者の労務供給(運転者の紹介及び斡旋を含む)を受けることはできないこととします。
第25条(補償) 第1項	当社は、カーシェアリング車両について締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、 <u>会員が利用中の自動車事故により</u> 負担した前条第2項の損害賠償責任を次の限度内でてん補するものとします。	当社は、カーシェアリング車両について締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、 <u>会員が負担した前条第2項の損害賠償責任を</u> 次の限度内でてん補するものとします。
第26条(駐車違反及び速度違反の場合の措置など) 第5項	当社が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は会員の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合又は都道府県公安委員会より車両の使用制限(運転禁止)を受けた場合には、当社は会員に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます)を請求するものとします。	当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は会員の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合又は都道府県公安委員会より車両の使用制限(運転禁止)を受けた場合には、当社は会員に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます)を請求するものとします。
第26条(駐車違反及び速度違反の場合の措置など) 第8項	会員が貸渡期間中にカーシェアリング車両を運転してスピード違反(最高速度違反行為)をしたときは、会員は、スピード違反をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自らスピード違反に係る反則金を納付するものとします。	会員が貸渡期間中にカーシェアリング車両を運転してスピード違反(最高速度違反行為)をしたときは、会員は、スピード違反をした地域を管轄する警察署(以下「 <u>取扱い警察署</u> 」 <u>と</u> <u>いいます</u>)に出頭して、直ちに自らスピード違反に係る反則金を納付するものとします。
第32条(残置物の取扱い) 第4項 第5号	(削除)	<u>当社は、本項の規定に従って残置物を廃棄したことによって</u> <u>会員又は同乗者その他の第三者に生じた損害について、何らの賠償責任も負わないものとします。</u>
第35条(個人情報の取扱い) 第1項 第1号	1.当社は、会員から取得した個人情報および会員による本サービスの利用にあたり取得した情報(以下「利用情報」といいます)を、以下の各号に定める目的で利用します。個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。 (1)入会資格等の確認、本人認証、各種申込画面における会員情報の自動表示、本サービスの提供及び提供の可否の確認・判断、本サービス利用料等の決済、自動車貸渡実績の管理、特典の付与その他取引遂行のため <u>(ただし、第3項の共同利用のために各共同利用者が会員情報を取り扱う場合は、当該共同利用者と会員の契約の内容及びその履行のために必要な範囲での利用を意味しません)</u>	1.当社は、会員から取得した個人情報および会員による本サービスの利用にあたり取得した情報(以下「利用情報」といいます)を、以下の各号に定める目的で利用します。個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。 (1)入会資格等の確認、本人認証、各種申込画面における会員情報の自動表示、本サービスの提供及び提供の可否の確認・判断、本サービス利用料等の決済、自動車貸渡実績の管理、特典の付与その他取引遂行のため
第35条(個人情報の取扱い) 第2項	<u>2.</u> 当社は、以下の場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供しないものとします。 (1)会員(本人)の同意を得ている場合	<u>5.</u> 当社は、以下の場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供しないものとします。 (1)会員(本人)の同意を得ている場合

	<p>(2)法令に基づく場合</p> <p>(3)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合</p> <p>(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>(5)利用目的の達成に必要な範囲内において第三者へ委託する場合</p> <p>(6)合併その他の事由による事業の継承に伴う場合</p> <p>(7)<u>第3項から第7項に該当する場合</u></p>	<p>(2)法令に基づく場合</p> <p>(3)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合</p> <p>(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>(5)利用目的の達成に必要な範囲内において第三者へ委託する場合</p> <p>(6)合併その他の事由による事業の継承に伴う場合</p> <p>(7)<u>第2項に該当する場合</u></p> <p>(8)<u>第4項に該当する場合</u></p>
<p>第35条 (個人情報の取扱い)</p> <p>第3項 第1号</p>	<p><u>3</u>当社は、ご提供いただいた個人情報および利用情報を、以下のとおり共同利用する場合があります。</p> <p>(1)共同利用する個人情報の項目</p> <p>氏名 生年月日 性別 職業 住所 電話番号 メールアドレス <u>車種 車両ナンバー 免許証情報 クレジットカード情報(カード名義・カード番号・有効期間及び利用履歴を含む)。</u></p> <p><u>以下同じ) カメラ画像(ドライブレコーダー等車載カメラ、駐車場設置カメラ等によって撮影するもの) GPS 情報</u> サービスのご利用履歴 その他利用目的を達するために必要な項目</p>	<p><u>2</u>当社は、ご提供いただいた個人情報および利用情報を、以下のとおり共同利用する場合があります。</p> <p>(1)共同利用する個人情報の項目</p> <p>氏名 生年月日 性別 職業 住所 電話番号 メールアドレス サービスのご利用履歴 その他利用目的を達するために必要な項目</p>
<p>第35条 (個人情報の取扱い)</p> <p>第3項 第2号</p>	<p>(2)共同利用者の範囲</p> <p>パーク24グループ各社(以下のホームページをご確認ください)</p> <p>https://www.park24.co.jp/company/about/group.html (但し、海外法人除く)</p>	<p>(2)共同利用者の範囲</p> <p>パーク24グループ各社(以下のホームページをご確認ください)</p> <p>http://www.park24.co.jp/company/group.html</p>
<p>第35条 (個人情報の取扱い)</p> <p>第3項 第3号</p>	<p>(3)共同利用の目的</p> <p>第1項第1号から第4号に定める目的、及びそれらに付随、関連する業務の遂行のため</p> <p><u>(ただし、第1号については、各社と会員の契約(当社が提供する別のサービスに係る約款を含みます)の内容及びその履行のために必要な範囲での利用を意味します)</u></p>	<p>(3)共同利用の目的</p> <p>第1項第1号から第4号に定める目的、及びそれらに付随、関連する業務の遂行のため</p>
<p>第35条 (個人情報の取扱い)</p> <p>第3項 第4号</p>	<p>(4)共同利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称</p> <p><u>タイムズモビリティ株式会社</u></p>	<p>(4)共同利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称</p> <p><u>当社</u></p>
<p>第35条 (個人情報の取扱い)</p> <p>第3項 第5号</p>	<p>(5)取得方法</p> <p>口頭(電話等)、WEB 上の入力フォーム、契約書、申込書、アンケート、その他の書面(電子的・磁気的方式等によって作られた記録を含む)</p> <p><u>なお、会員が共同利用者の提供するサービスを利用することに伴い、各共同利用者を通じて利用者情報が取得され、</u></p>	<p>(5)取得方法</p> <p>口頭(電話等)、WEB 上の入力フォーム、契約書、申込書、アンケート、その他の書面(電子的・磁気的方式等によって作られた記録を含む)</p>

	蓄積されます。	
第 35 条 (個人情報の取扱い) 第 4 項	当社は、当社が別途提供する貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます)に係るサービスを会員が利用する場合であって、会員情報を用いる予約サービスを利用する場合、当社がレンタカーに係るフランチャイズ契約を締結したフランチャイジーに対して、当該予約サービスの利用に必要な範囲内で会員情報を提供するものとします。	(新設)
第 35 条 (個人情報の取扱い) 第 5 項 第 2 号	5.当社は、会員のクレジットカード情報(カード名義・カード番号・有効期間)を、下記のとおり利用します。 (2)情報の取得者 当社	3.当社は、会員のクレジットカード情報(カード名義・カード番号・有効期間)を、下記のとおり利用します。 (2)情報の取得者 タイムズ24株式会社
第 35 条 (個人情報の取扱い) 第 6 項 第 2 号	6.当社は、ご提供いただいた個人情報を、下記のとおり第三者に提供する場合があります。 (2)提供する個人情報の項目 氏名 住所 電話番号(その他前号)の目的のために高速道路運営会社等が求める情報)	4.当社は、ご提供いただいた個人情報を、下記のとおり第三者に提供する場合があります。 (2)提供する個人情報の項目 氏名 住所 電話番号(その他前項)の目的のために高速道路運営会社等が求める情報)
第 35 条 (個人情報の取扱い) 第 6 項 第 4 号	(4)当該情報の提供を受ける者 会員が利用した高速道路運営会社等	(4)当該情報の提供を受ける者 会員が利用した高速道路株式会社等
第 35 条 (個人情報の取扱い) 第 8 項	8.本条に定める他、当社の個人情報保護に対する取り組みについては、当社ホームページ(http://www.timesmobi.co.jp/)上に記載した「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従うものとします。	7.本条に定める他、当社の個人情報保護に対する取り組みについては、タイムズ24ホームページ(http://www.times24.co.jp/)上に記載した「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いについて」に従うものとします。
第 36 条 (GPS 機能)	1.会員は、カーシェアリング車両に全地球測位システム(以下「GPS 機能」といいます)が搭載されており、当社所定のシステムにカーシェアリング車両の現在位置、通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録(利用者情報を含みます)を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。 (1)貸渡契約の終了時に、カーシェアリング車両が所定のステーションに返還されたことを確認する場合。 (2)第 34 条第 1 項に該当する場合その他本サービスの管理のため、カーシェアリング車両の現在位置、通行経路等を、GPS 機能により当社が認識する必要があると当社が判断した場合。 (3)会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、会員その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。 2.当社は、前項の GPS 機能によって記録された情報について、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。 (1)本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラ	会員は、カーシェアリング車両に全地球測位システム(以下「GPS 機能」といいます)が搭載されており、当社所定のシステムにカーシェアリング車両の現在位置、通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。 (1)貸渡契約の終了時に、カーシェアリング車両が所定のステーションに返還されたことを確認する場合。 (2)第 34 条第 1 項に該当する場合その他本サービスの管理のため、カーシェアリング車両の現在位置、通行経路等を、GPS 機能により当社が認識する必要があると当社が判断した場合。 (3)会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、会員その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。 (4)法令又は政府機関等により開示が要求された場合。

	<p><u>ブル等の解決のために必要であると判断した場合。</u></p> <p><u>(2)第 35 条第 2 項に該当する場合。</u></p> <p><u>3. GPS 機能によって記録された情報は、一定期間保存し(取得後、7 年程度を目安とする)、保存期間終了後はすみやかに消去いたします。</u></p>	
第 37 条 (ドライブレコーダー)	<p>1.会員は、カーシェアリング車両にドライブレコーダーが搭載されている場合があり、会員の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録(<u>利用者情報を含みます</u>)を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p> <p>(1)本サービスの管理のため、会員の運転状況を当社が認識する必要があると当社が判断した場合。</p> <p>(2)会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、会員その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。</p> <p>(3)本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために利用する場合。</p> <p>2.当社は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。</p> <p>(1)本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合。</p> <p>(2)第 35 条第 2 項に該当する場合。</p> <p>3.<u>ドライブレコーダーによって記録された情報は、一定期間保存し(取得後 3 ヶ月程度を目安とする)、保存期間終了後はすみやかに消去いたします。</u></p>	<p>会員は、カーシェアリング車両にドライブレコーダーが搭載されている場合があり、会員の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p> <p>(1)本サービスの管理のため、会員の運転状況を当社が認識する必要があると当社が判断した場合。</p> <p>(2)会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、会員その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。</p> <p>(3)本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために利用する場合。</p> <p>(4)法令又は政府機関等により開示が要求された場合。</p>
第 46 条 (利用申込) 第 1 項	<p>法人(法人又はそれに準ずる団体をいいます)が本サービスを利用しようとするときは、「<u>タイムズビジネスサービス規約</u>」に従って、<u>タイムズ24株式会社に対して、タイムズビジネスサービス会員登録の申込手続きを行い、タイムズ24株式会社が承認した法人を本約款が適用される法人会員とします。加えて、同サービス会員登録申込において、法人が利用者として指定した者のうち当社が承認した者を、カーシェアリング車両の運転を行う者(以下「登録運転者」といいます)とします。</u></p>	<p>法人(法人又はそれに準ずる団体をいいます)が本サービスを利用しようとするときは、「<u>タイムズ法人会員規約</u>」に基づいてタイムズ法人会員登録を行った上で、<u>カーシェアリング車両の運転を行う者(以下「登録運転者」といいます)を特定して本サービスの利用を申し込むものとし、当社がその利用を承認した者を本約款が適用される法人会員とします。</u></p>
第 46 条 (利用申込) 第 4 項	<p>法人会員は、<u>法人会員が契約したタイムズビジネスサービス会員に関する規約、約款に定める会員資格の停止及び取消事由に該当し、会員資格を停止又は取消された場合、本サービスについても利用資格を停止又は取消されるもの</u>とします。なお、本サービス利用資格の取消となった場合、法人会員は、<u>タイムズビジネスサービス会員としての資格も喪失し、パーク24グループに対し、タイムズビジネスカードを返却するもの</u>とします。</p>	<p>法人会員は、<u>法人会員が契約したタイムズ法人会員に関する規約、約款に定める会員資格の停止及び取消事由に該当し、会員資格を停止又は取消された場合、本サービスについても利用資格を停止又は取消されるもの</u>とします。なお、本サービス利用資格の取消となった場合、法人会員は、<u>タイムズ法人会員としての資格も喪失し、パーク24グループに対し、タイムズビジネスカードを返却するもの</u>とします。</p>

第 47 条 (法人会員の決済) 表題	第 47 条 (<u>法人会員の決済</u>)	第 47 条 (決済)
第 48 条 (保証金特約) 第 1 項	第 39 条に基づき法人会員が当社に預託した保証金については、 <u>タイムズビジネスサービス規約</u> に定める各種サービスにおいて、パーク24グループとの間に発生する全ての債務の担保として取り扱い、法人会員がパーク24グループとの間に発生する債務のうちいずれか一つでも支払を遅延した場合、パーク24グループは、いつでも保証金を当該債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、法人会員は、パーク24グループからの請求により、追加保証金を預託しなければなりません。また、パーク24グループは、法人会員に対して、必要に応じて、預託保証金の増額を請求できるものとします。	第 39 条に基づき法人会員が当社に預託した保証金については、 <u>タイムズ法人会員規約</u> に定める各種サービスにおいて、パーク24グループとの間に発生する全ての債務の担保として取り扱い、法人会員がパーク24グループとの間に発生する債務のうちいずれか一つでも支払を遅延した場合、パーク24グループは、いつでも保証金を当該債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、法人会員は、パーク24グループからの請求により、追加保証金を預託しなければなりません。また、パーク24グループは、法人会員に対して、必要に応じて、預託保証金の増額を請求できるものとします。
第 9 章 (家族プランについての特則) 第 51 条 (利用登録)	<u>会員は、当社が定める方法により、当社が別途定める条件を満たした会員の家族を家族プランの家族会員として本サービスの利用登録の申込みをすることができるものとし、当社が入会を承認した者を本約款が適用される家族会員とします。</u>	(新設)
第 52 条 (家族会員との利用契約)	1. <u>家族会員が本サービスを利用する場合には、家族会員と当社との間に本約款の定めに基づいて予約契約及び貸渡契約が成立します。</u> 2. <u>会員は、次条の定めに従って、家族会員が前項の契約に基づいて当社に対して負担する債務について、家族会員とともに支払義務を負います。</u>	(新設)
第 53 条 (家族会員の利用料等に関する決済)	<u>会員は、家族会員が利用する本サービス利用料、及び本サービスの利用に関連して家族会員が当社に対して負担する債務について、第 11 条の規定に従って当社に支払うものとします。</u>	(新設)
第 54 条 (告知等)	<u>会員は、家族会員に対して、本約款及び本サービスに関する細則ならびに利用条件等の内容をあらかじめ告知の上、これを遵守させるものとします。</u>	(新設)
第 55 条 (利用情報等の提供について)	1. <u>家族会員は、本サービスの利用情報について、当社が会員に通知し、家族会員の利用料等の請求を行うことについてあらかじめ承諾します。</u> 2. <u>会員及び家族会員は、本サービス利用に関して約款違反があった場合、事故が発生した場合、予約時に定めた返還日時の経過後も、カーシェアリング車両の返却がされず当社から当該利用者へ連絡がとれない場合等、当社が必要と判断した場合、必要な範囲で当社から家族会員または会員に対して連絡し、当該利用状況等の情報(位置情報を含む)を提供する可能性があることを、あらかじめ承諾します。</u>	(新設)